

| | | |
|----------------|--|---|
| 第 6252 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月 2日 金曜日 |

| | |
|-----|--|
| 発行所 | 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp |
|-----|--|

♠ 弔慰金

Q：先日、社員が亡くなりました。退職金の他に弔慰金も支給しようと思っています。どのような取扱いになりますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

法人税では、弔慰金は、その額が社会通念上相当であるならば、支給した日の事業年度の損金の額に算入することができることとなっています。この場合の社会通念上相当かどうかは、その法人の規模、その者の社会的地位及び他の類似企業の支給状況等を勘案して判断することになります。なお、適正額を超える部分の金額は、退職給与として取扱われることとなります。

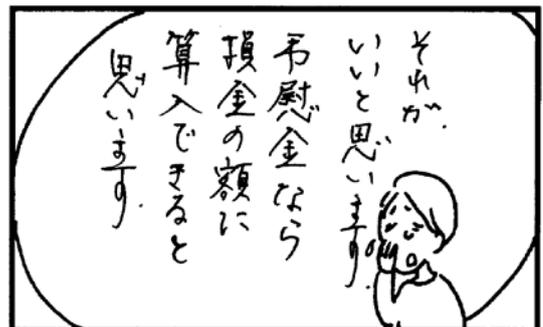
【所得税】

所得税では、弔慰金として支給される金額が社会通念上相当であれば、課税しない(非課税)こととされています。

【相続税】

相続税では、弔慰金の金額のうち、次の金額までは相続財産に含めなくてよく、これを超える部分の金額は退職手当等として相続財産とみなして取扱われることとなります。

- ① 業務上の死亡であるとき…被相続人の死亡時における賞与以外の普通給与の3年分に相当する金額
- ② 業務上の死亡でないとき…被相続人の死亡時における賞与以外の普通給与の半年分に相当する金額



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】